

記者発表（発表・資料配布）				
月/日 （曜日）	担当事務所名 担当課名	T E L	発表者名 （担当課長(班長)名）	その他の配布先
9/30 （金）	兵庫県立美術館 営業広報グループ	078-262-0905	岡田 徹 （古巻 和芳）	—

兵庫県立美術館と学校法人松蔭女子学院との キャンパスパートナー協定の締結について

このたび、松蔭女子学院（理事長：中村 豊）と兵庫県立美術館（館長：饗 豊）は、それぞれの事業を通じた交流を図ることを目的として、協定書を締結することになりましたので、お知らせします。

1. 協定書締結の目的

教育課程の充実と美術館を通じた芸術文化の振興のため、相互の事業を通じた交流を図ることを目的とする。

2. 協定の内容

- ①松蔭女子学院がキャンパスパートナー協定を締結し、協力金を支払う。
- ②同学院の学生・教職員は、美術館において学生証等を提示することにより、県美プレミアム展（常設展）の無料観覧や特別展の観覧料の割引サービスが得られる。

3. 協定の意義および期待される効果

○松蔭女子学院

- ・学生等に芸術文化等を学ぶ機会を提供できる。
- ・教員にとっては、教育・研究の場として活用できる。

○兵庫県立美術館

- ・学生への普及啓発、学習機会の提供を通じて、芸術文化のより一層の振興に資することができる。
- ・学生、教職員とその家族、知人等が来館することにより、美術館の活性化につながる。

4. 協定締結式

- ・日時：平成28年10月5日（水） 15：00～

- ・場所：兵庫県立美術館会議室（1F）

神戸市中央区脇浜海岸通1丁目1番1号

電話 078-262-0901

※当日取材される際は、10月4日（火）までに下記お問い合わせの②へ御連絡願います。

・出席予定者：

[松蔭女子学院] 待田昌二学長 他

[兵庫県立美術館] 箕 豊 館長、岡田 徹 副館長 他

・協定書：「別紙」のとおり。

【お問い合わせ】

① 松蔭女子学院大学 企画部長 片山 雅彦
電話：078-882-6159 (直通)
Eメール：kikaku@shoin.ac.jp

② 兵庫県立美術館 総務グループリーダー 牧野 稔
電話：078-262-0902 (直通)
Eメール：makino@artm.pref.hyogo.jp

(案)

キャンパスパートナーに関する協定書

兵庫県立美術館（以下「甲」という。）と学校法人松蔭女子学院（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

記

(目的)

第1条 この協定は、甲が行う美術館を通じた芸術文化の振興と乙が行う教育課程の充実及び地域連携強化を図るため、相互の事業を通じた交流を図ることを目的とする。

(甲の協力内容等)

第2条 甲は、乙が設置する中学校・高等学校及び大学・大学院の学生及び教職員（以下「学生等」という。教職員には理事会及び評議員会の構成員並びに監事を含む。）に対し、別表の区分に応じた展覧会観覧料を適用する。

2 甲は、乙に対して一般料金と前項による料金との差額は請求しない。

3 学生等は、第1項に定める料金の適用を受ける際は、甲の窓口において、学生証または職員証（乙が学生等であると証明する書類を含む。）を提示し、学生等であることの確認を受けなければならない。

4 甲は、乙が行う教育カリキュラムの支援について、協力を努めることとする。

(乙の協力内容等)

第3条 乙は、甲が行う展覧会等の美術館事業について、協力を努めることとする。

2 乙は、協力金として金320,000円/年を甲が発行する納入通知書により支払う。ただし平成28年度に限り協力金を160,000円とする。

(有効期間)

第4条 この協定書の有効期間は、平成28年10月1日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1ヶ月前までに、いずれからも解約または改定の申し入れがないときは、更に1年間継続することとし、その後の取扱いも同様とする。

(協議)

第5条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

平成28年10月1日

(甲) 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-1-1
兵庫県立美術館
館長 蓑 豊

(乙) 兵庫県神戸市灘区篠原伯母野山町1-2-1
学校法人 松蔭女子学院

理事長 中村 豊

学 長 持田 昌二

(別表)

種 別	観 覧 料	備 考
県美プレミアム展（常設展）	免除	
特別展（甲が主催する展覧会に限る。）	区分に応じた観覧料の団体料金	<p>1 障がい者手帳を取得している者（以下「障がい者」という。）が観覧する場合は、左欄に掲げる料金の半額とし、その介護の者（障がい者1名につき1名に限る。）は無料とする。</p> <p>2 障がい者が団体（専用）利用する場合における障がい者の観覧料金は、左欄に掲げる料金に100分の75を乗じて得た額を減じた額とする。</p>